

«ご旅行条件書（海外手配旅行）»

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

(1)

お客様と株式会社トラベルマネジメントシステム〔観光庁長官登録旅行業第1756号〕（以下あわせて当社といいます）とは、手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2)

当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配することを引き受けます。

(3)

当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、所定の取扱料金を申し受けます。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1)

当社所定の旅行申込書（お問い合わせ用紙）に所定の事項を記入の上、旅行代金の20%相当額以上の申込金を添えてお申込みください。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当る日までに当社が確認できるようにお支払ください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当る日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払ください。

(2)

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立します。

(3)

上記(2)にかかるわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。

【1】

お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合または口頭で契約締結の旨お知らせした時に成立いたします。（書面をお渡しした時点、郵送の場合は発信した時点、FAXおよびEメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。）

【2】

旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。（当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。）

3. お申し込み条件

(1)

高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、障がいをおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。

(2)

お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行予約確認書、ご日程表等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 旅行代金のお支払いと額の変更

(1) 旅行代金（旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。）は契約書面に記載した日までにお支払いください。

(2)

当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

(3)

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

6. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくともその責任を負いません。

7. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することができます。また、次の料金を申し受けます。

【1】

変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。発券後は100%の取消しチャージが発生する場合があります。）

【2】

当社所定の変更手続料金

8. 旅行契約の解除

(1)

お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。

【1】

お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。発券後は100%の取消しチャージが発生する場合があります）

【2】

当社所定の取消手続料金

【3】

当社が得るはずであった取扱料金

(2)

当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。

(3)

お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときはお客様に本項(5)に定める料金をお支払いいただきます。

(4)

お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、お客様に本項に定める料金をお支払いいただきます。

(5)

本項(1)(3)(4)に該当するときは、次の料金をお支払いいただきます。

【1】

お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。発券後は100%の取消しチャージが発生する場合があります）

【2】

当社所定の取消手続料金

【3】

当社が得るはずであった取扱料金

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

(1)

当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2)

当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。

(3)

契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。

(4)

契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(5)

当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

(6)

旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任

(1)

当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。

(2)

当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下手配代行者といいます。）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(3)

手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

(4)

天災地変、戦乱、暴動、運輸機関の遅延や不通、スケジュール変更、経路変更、宿泊機関等の改修工事及び宿泊サービス提供の中止、官公署の命令など当社または当社の手配代行者の閑知し得ない事由によりお客様が損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(5)

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

11. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。出発までにお客様ご自身で各国のスポット情報、危険情報等の安全対策のための情報をご確認ください。また、「外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

12. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

13. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

14. 個人情報の取扱い

(1)

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、【1】当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内【2】旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、【3】アンケートのお願い、【4】特典サービスの提供【5】統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

15. その他

(1)

お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)

免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、そのTAXリファンド手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。免税払い戻し手続きに関し、ご帰国後のご相談は受けかねますので、ご了承ください。また、ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(3)

現地移動時のお荷物について、原則的にお一人様あたりスーツケース1つを想定したうえで送迎車をご用意しております。

(4)

ホテルのお部屋のバスルーム（浴室）にバスタブ（浴槽）がなくシャワーのみとなるお部屋がございます。

(5)

ホテルのお部屋に関して特に記載のない場合、お部屋の眺望及び階数の指定はありません。

(6)

エコノミークラス席、上級エコノミークラス席、中間クラス席、ビジネスクラス席いずれのクラスをご利用の場合でも窓側・通路側のご希望はお受け致しかねます。

(7)

マイレージサービスなどの航空会社が行うサービスに関しては頻繁に規則が変わるために、詳しくは各航空会社へ直接お問い合わせ下さい。当社では原則としてマイレージサービスに関する航空会社への取次ぎ、ご質問は承っておりません。

(8)

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

2015年5月